

「北区衣笠氷室町除草作業(衣笠経37号線)」仕様書

1 件名

北区衣笠氷室町除草作業(衣笠経 37 号線)

2 目的及び概要

京都市北区衣笠氷室町(衣笠経 37 号線)において、繁茂した雑草が、近隣の住宅に越境していて支障となっていることから、当該箇所の除草作業を行うもの。なお、除草作業時は周囲の安全確保を優先して作業を行うこと。

3 期間

契約締結の日から令和7年12月25日まで

4 場所

京都市北区衣笠氷室町 地内
(衣笠経 37 号線)

5 範囲

位置図及び現況写真の赤色部分

【位置図】



6 内容

業務範囲内の除草を実施すること。刈り取った枝葉等は適切に処分すること。

7 支払条件

作業完了後、範囲において適切に作業が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【留意事項】

- 作業時は、住居、通行人、車両等に対して飛び石等の危険がないように防護ネットを使用する等、万全の処置を講じること。
- 近隣住民や通行人との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 実施日については発注者と事前に協議すること。
- 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。

【現況写真①】



【現況写真②】



【現況写真③】

終点

